様式２－２

番号	保育関係（１）
項目	子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を０歳児２：１、１歳児４：１、２歳児５：１、３歳児 10：１、４～５歳児 15：1 にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることのないよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。

（回答）

保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。

保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。

平成 27 年度から３歳児、令和６年度から４歳児以上、令和７年度から１歳児の配置改善加算が設けられましたが、さらなる配置基準の改善がなされるよう他都市と連携を図り、国に対して引き続き要望してまいります。

また、本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。

なお、認可保育所の新設や増設等の整備計画策定に際しては、公立保育所をはじめ既存施設の定員や入所申込み状況等も考慮しております。

担当	こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（認可給付グループ・環境整備グループ） 電話：06-6208-8018・8126

番号	保育関係（２）
項目	保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助制度を半年以降も拡充すること。

（回答）

「０歳児途中入所対策事業」については、０歳児は年度途中の入所が多い実態があるものの給付費は入所児童数に基づき支払われること、年度途中の保育士確保の困難さから４月に雇用しておく必要があることにより、人件費について施設の負担が大きくなり、施設経営を圧迫している現状にあることから、この間、施設側より人件費の補助を求めるご意見が多数あり、令和６年度より実施しております。

支給対象につきましては、本市では10月時点で多くの施設がほぼ定員数に達しているという状況を踏まえ、補助期間を４月から９月としております。

担当	こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（認可給付グループ・企画調整グループ） 電話：06-6208-8105・8031

番号	保育関係（３）
項目	看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置できるよう、市として財政措置すること。

（回答）

看護師配置については、現在、民間の保育所・認定こども園の全施設を対象に、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。なお、上限額は月額 374,600 円となっております。

また、看護師配置については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。

担当	こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（認可給付グループ） 電話：06-6208-8259

番号	保育関係（４）
項目	感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。

（回答）

保育所の設備基準については、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、保育を受ける児童の健やかな成長と安全の確保を最優先に考えて定めており、この中に保育室や屋外遊戯場の基準についても定めております。

条例の趣旨を踏まえ、保育室の面積基準については、０歳児及び１歳児においては、国基準の「乳児室1.65㎡又はほふく室3.3㎡以上」を上回る「０歳児5.0㎡以上、１歳児3.3㎡以上」としており、２歳児以上においては国基準どおり「1.98㎡以上」としております。

担当	こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（認可給付グループ） 電話：06-6208-8018

番号	保育関係（５）
項目	障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、充分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。

（回答）

本市では、地域社会の中で障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。

民間保育施設に対して、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費（特別支援保育事業)」により、障がい児の対応を行うために配置する、特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っており、令和５年度からは算定基準を緩和する等、更なる受入れの促進を図っています。

さらに、令和７年度からは、障がいの疑いに該当すると医師が診断している児童や、障害児通所給付費等の給付決定を受けている児童も上記支援費の支給対象とするなど、受入れの実態に即した助成を行えるよう、制度を拡充したところです。

今後も引き続き特別支援保育の充実に向け、事業内容を検討してまいります。

担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9709

番号	保育関係（６）
項目	「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とするすべての子どもたちへの支援ができるよう、制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。

（回答）

「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」では、保育施設における特別支援保育の充実を図るために巡回指導講師を派遣し、支援を必要とする児童の行動観察や分析を基に、支援方法の提案を行っております。また、必要に応じて関係機関等との連携について助言をしております。講師の人数については、令和５年度及び令和７年度に要員を各１名増員し、制度の拡充を図っているところです。

なお、本市では、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、手帳の交付や医療機関の診断（「疑い」を含む)、障害児通所給付費等の給付決定を受けていること等を支給要件とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当保育士等の人件費を助成しております。

今後も引き続き、「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」により、保育所における特別支援保育の充実に努めてまいります。

担当	こども青少年局　幼保施策部　保育所運営課 電話：06-6684-9709

<table>
<tr><td>番号</td><td colspan="2">保育関係（７）</td></tr>
<tr><td>項目</td><td colspan="2">保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。
①　アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対し、人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対して補助金等の措置を講じること。
②　栄養士の加配については必要とするすべての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置できるようにすること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">（回答）
　民間保育所においては、平成 27 年度より「アレルギー対応等栄養士配置事業」として、食物アレルギー対応給食のほか、栄養指導・栄養管理の取り組みを充実させ、食の分野における児童の安全確保と食育の推進を目的に、栄養士を雇用するための経費を支援する制度を実施しております。
　さらに、栄養士の加配については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、栄養管理加算の単価引き上げについて国に対して要望しております。</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当</td><td>こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（認可給付グループ）
電話：06-6208-8259</td></tr>
</table>

番号	（８）
項目	安全に散歩等の戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。

（回答）

大阪市では、現状の交通量に対して道路幅に余裕があり、地域の方々や沿道のみなさまの要望がある場合には、ガードレール等の設置や段差のある歩道を設置するなどの、対策を行っています。

今後も、保育所等の施設関係者からの相談や要望に際しましては、大阪市関係局や大阪府警察本部とも連携しながら、散歩等戸外活動の移動経路の安全対策に取り組みます

担当	建設局　道路河川部　道路課（交通安全施策担当）　電話： 06-6615-6862

番号	保育関係（９）
項目	「こども誰でも通園制度」を子どもの生命や安全、権利が守られるよう制度設計すること

（回答）

こども誰でも通園制度は、子どもの生命や安全、権利が守られるよう、国において、学識経験者等による検討会を経て設備運営に関する基準や「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」が定められており、本市ではそれらを踏まえて実施しています。

なお、民間事業者によるこども誰でも通園制度の実施に関しては、令和７年度より児童福祉法の改正に伴い、民間事業者の経済的基礎や社会的信望、設備運営基準の適合状況について、児童福祉審議会に意見聴取したうえで大阪市が審査し、認可を行っています。また、認可後も指導・監査を実施することで、職員の配置状況の確認や在園児も含め安全に過ごすことができる環境となるよう助言・指導してまいります。

担当	こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（企画調整グループ） 電話：06-6208-8665

番号	保育関係（10）
項目	職場に対立と分断を生みかねない不十分な「保育人材確保対策事業の拡充」を改善し、一時金の対象を保育士はもちろん、調理師や看護師など全職員にするとともに、経験年数に関わらず支給できるものにすること。

（回答）

保育士の定着支援事業につきましては、横山市長の施政方針である０～２歳児の保育料無償化を実現するため、増加する保育ニーズに対応するための保育の受け皿整備や保育人材確保などの待機児童対策として、その受け皿となる保育施設の保育士に対し実施するものです。事業構築にあたっては、保育施設からいただいたご意見を鑑み、本市の限られた財政状況の中で調整を図りながら、10 年目、15 年目、20 年目、25 年目の節目の保育士に対する給付を中心に検討を重ね、加えて、退職者が多い就職７年目までの保育士を対象としたところです。

保育士の処遇改善は全国的な課題であり、継続的に実施する必要があるため、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実が図られるよう、他都市と連携しながら、国に対して処遇改善に必要な財源措置を講ずるよう要望しております。

担当	こども青少年局　幼保施策部　幼保企画課（認可給付グループ） 電話：06-6208-8669

番号	乳児院・児童養護（11）
項目	災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと。

（回答）

災害時や感染症流行時、特に新型コロナウイルス感染拡大防止期間については、厚生労働省通知により人員基準、設備等について柔軟な取り扱いが可能となりました。今後も災害時や感染症流行時には必要に応じて同様の通知が発出されると考えますが、各施設の状況や国の動向等に注視し、職員配置基準等の充実が図られるよう、必要に応じて、国に対して要望してまいります。

担当	こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ） 電話：06-6208-8356

<table>
<tr><td>番号</td><td>乳児院・児童養護（12）</td></tr>
<tr><td>項目</td><td>実態に即していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（回答）
本市においては、国の定める最低基準及び加算職員等の配置状況に基づき措置費保護単価を決定するとともに、併せて本市単独の加算制度である児童養護施設等入所（者）処遇向上援護費により国の定める基準に比して一定の改善を図っているところです。
職員配置の改善につきましては、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望していきたいと考えています。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td>こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ）
電話：06-6208-8356</td></tr>
</table>

番号	乳児院・児童養護（13）
項目	夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職員に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。

（回答）

社会的養護処遇改善加算（Ⅰ）については、虐待等を受けた子どもや障がいのある子どもなどへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行うための加算であり、全職員を対象とするものではありません。全職員の処遇改善は措置費本体の改定により行うべきものと考えます。

全職員における社会的養護処遇改善加算は民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算が令和元年度より１％増加し、３％に引き上げられ、その財源については配分職員に制限はないことから、職員の処遇改善に寄与するものと考えます。

また、令和４年２月からは、社会的養護を担う施設及び事業所に従事する職員の処遇を改善するため、収入を月額 9,000 円引き上げるための社会的養護従事者処遇改善加算が実施されております。

担当	こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ） 電話：06-6208-8356

<table>
<tr><td>番号</td><td>乳児院・児童養護（14）</td></tr>
<tr><td>項目</td><td>「児童養護施設等における定着支援事業」について、「直接こどもや親への夜間を含む業務を行う常勤職員（常勤的非常勤職員含む）が対象」となっているが、全職員を対象とすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（回答）
　児童養護施設等より、「夜間勤務や休暇がとれないなど」の勤務形態によるものや「給与面」の不満、「こどもへの対応が困難」といった理由による職員の離職が多いという意見と、社会的養護処遇改善加算（Ⅰ）の上乗せ加算が職員定着支援に役立つという意見が多く寄せられたため、事業対象の条件を設定したところです。
　本事業は令和７年度より開始したところであり、今後、事業の効果検証を行い、より職員の定着支援に役立つ施策について検討してまいります。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td>こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ）
電話：06-6208-8292</td></tr>
</table>

番号	乳児院・児童養護（15）
項目	様々な障害や疾患、短期、長期にわたる不登校など、困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。

（回答）

社会的養護を必要とする子どもの養育の充実につきましては、児童福祉法の職員配置の最低基準、加算措置に関わる問題であると認識しております。国におきましては、平成 23 年からの家庭支援専門相談員、個別対応職員の配置の義務化をはじめ最低基準や加算措置の改正が行われており、令和元年度からは民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算により、職員の処遇改善が図られています。また、令和６年度からは社会的養護経験者の自立に向けて継続した支援を行うことを目的として年齢制限が撤廃されました。

本市におきましても、「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」に基づき、「児童養護施設等体制強化事業」や「乳児院等多機能化推進事業」を活用し、児童養護施設等入所児童に係る処遇向上等事業を実施しております。当該事業におきましては、直接処遇職員の負担軽減を目的とした補助者の雇上げや、被虐待児童等への処遇向上、医療機関との連携強化、障がいを有する児童の円滑な受入と入所中の支援、国家資格を有する者による専門的ケア等の充実を目的としております。

今後の国の動き等を注視し、施設の現状等を踏まえた上で、必要に応じ国に要望してまいります。

担当	こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ） 電話：06-6208-8356

番号	乳児院・児童養護（16）
項目	保護者対応が難しくなっている中、ファミリーソーシャルワーカーの複数配置や保育士の精神疾患やコミュニケーションスキル、相談対応などの研修を推進すること。

（回答）

本市におきましては、入所児童の養育の充実を図るために、児童養護施設等職員の確保及び職員の研修受講による資質向上のための研修の参加費用についての補助事業を実施しているところです。

また、ファミリーソーシャルワーカー（家庭支援専門相談員）の業務にも位置づけられている保護者対応は、入所児童の養育の充実及び家庭復帰等に際しても、必要であることと認識しておりますが、職員配置の改善については、引き続き、国の動向を注視し、必要に応じて国に対して要望してまいります。

担当	こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ） 電話：06-6208-8050

番号	乳児院・児童養護（17）
項目	一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額すること。

（回答）

一時保護委託にかかる単価については、平成 30 年度より一時保護委託開始当初の単価の見直しが行われており、1 ヵ月の一時保護が行われたと仮定した場合、一般生活費以外も措置児童と同等水準が支弁されることとなっています。

担当	こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ） 電話：06-6208-8356

番号	乳児院・児童養護（18）
項目	様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化すること。

（回答）

パソコン等の通信機器やシステム導入にかかる費用につきましては、措置費（事務費）の中で対応いただくものと考えておりますが、施設職員の負担軽減は喫緊の課題であると認識しております。これにかかる対応については国の動向などを注視しながら必要性の検討を行ってまいります。

担当	こども青少年局　子育て支援部　こども家庭課（要保護児童グループ） 電話：06-6208-8356

番号	（19）
項目	災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。

（回答）

災害時や感染症流行時において、障がい児者施設等の社会福祉施設では利用者の命と安全、人権を守ることができるよう、施設職員の人材確保・職員体制を整えることが重要です。

社会福祉施設等においては、災害や感染症の発生時には、被災地域等における介護施設、障がい児者施設の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するために必要な職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援体制を確保するなどの対応が求められているところです。また、これにより、派遣元の施設等において、被災地等に職員を派遣したことで職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合、人員、設備等の基準の適用については、国の通知に基づき、柔軟に取り扱う等を行っているところです。

本市としましても、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的に運営を継続することができるよう、国に対し働きかけてまいります。

なお、令和３年度基準省令改正により、障がい福祉サービス等事業所において業務継続計画（ＢＣＰ）の作成が義務付けられました。事業者のみなさまにおかれましては、万が一、災害や感染症等が発生した場合であっても、利用者の安全確保や必要なサービスの提供をできる限り維持できるよう、あらかじめ業務継続計画を作成いただきますようお願いします。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	（20）
項目	障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。

（回答）

障がい児者施設における福祉・介護の人材確保・処遇改善の取り組みについては、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきましたが、令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定においても、障がい福祉分野の人材確保のため、従来の処遇改善加算が一本化され、令和６年度には2.5％、令和７年度には2.0％のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。

本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	（21）
項目	職員確保について、派遣会社や紹介業者への手数料、紹介料の支出が財政を圧迫してきている。福祉職員の人員確保のため、手数料、紹介料負担分への助成を行うこと。

（回答）

障がい児者施設における福祉・介護の人材確保・処遇改善の取り組みについては、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきましたが、令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定においても、障がい福祉分野の人材確保のため、従来の処遇改善加算が一本化され、令和６年度には2.5%、令和７年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。

本市では、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付け、従業者への研修やモチベーション向上の取り組み、多様な人材の確保に向けた取り組みのほか、関係団体とのネットワークの構築を行い、現場ニーズの把握等をしています。

今後について、福祉職員の人員確保の実態を注視しながら、地域に応じた職員の確保や定着が効果的に図られるように、国に対して財政措置について要望するとともに、必要とする支援について検討してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	（22）①
項目	障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。

（回答）

児童福祉法に基づく障がい児入所施設における人員配置基準については、令和３年度の基準省令改正において、主として知的障がい児を入所させる施設及び主として盲児又はろうあ児を入所させる施設における児童指導員及び保育士の総数が、おおむね障がい児の数を４で除して得た数以上とされ、従前よりも手厚い人員配置基準とされたところです。

本市としましては、障がい児入所施設における支援の実態を踏まえ、よりきめ細かな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができるよう報酬単価への適切な反映等について、国に対して引き続き要望してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8076

番号	（22）②
項目	18 歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。

（回答）

障がい児入所施設に引き続き入所する 18 歳以上の入所者（いわゆる年齢超過者）の移行については、令和６年３月末日をもって経過措置適用期間が終了したところです。

しかしながら、障がい児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるための取り組みは引き続き必要であり、本市としてはこども相談センターや障がい児入所施設等と連携し移行調整の協議の場を設け、円滑な地域移行を進めていきます。　また、移行の受け皿となり得る共同生活援助事業所に対しても、強度行動障がいにより移行が困難となっている方の受け入れを促進するため、受け入れの際に必要となる調整や設備整備にかかる費用を助成する事業についても引き続き実施しています。

このほか、令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定により、退移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し連絡・調整を行った場合の評価を行う移行支援関係機関連携加算が新設されたほか、強度行動障がいを有する児童や重症心身障がい児などの特別な支援を必要とする児童が円滑に地域移行できるよう、宿泊・日中サービスの利用体験時に支援を行ったことを評価する体験利用支援加算が新設され、また、日中活動や移行支援の充実を図る観点から職業指導員加算が日中活動支援加算として算定要件の見直しが行われたところです。

本市としましては、障がい児入所施設における円滑な地域移行の促進について、国の示す新たな移行調整の枠組みを踏まえつつ、引き続き障がい児入所施設と調整しながら地域移行を進めていくとともに、障がい児入所施設の本来の役割である障がいのある児童への適切な支援ができる体制や環境の確保に努めてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8076

番号	（22）③
項目	看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。

（回答）

令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい福祉分野の人材確保のため、処遇改善を行うとともに、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされ、全体で 1.12%のプラス改定となっております。

また、国においては、従来の処遇改善加算を一本化し、令和６年度には 2.5%、令和７年度には 2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。

障がい児入所施設では、医療的ケアや心理的ケアを必要とする児童のために、通常必要とする人員に加えて看護師や心理担当職員等を配置している場合に、看護職員加配加算（Ⅰ）（Ⅱ）や、心理担当職員配置加算としてそれぞれ評価されることとなっております。

本市としましては、制度の運用実態を注視しながら、入所する児童が必要とする支援の確保並びに良質な人材の確保が図られるよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8076

番号	（22）④
項目	入所理由の第１位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。

（回答）

障がい児入所施設に置くべき従業者やその員数については、国の要綱や基準省令により定められており、現状心理指導担当職員については配置が必ずしも求められておりませんが、通常置くべき従業者に加え心理指導担当職員を配置した場合には、心理指導担当職員配置加算が支弁される取扱いとなっております。

一方で、令和２年度に開催された厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」では、その報告書において、障がい児入所施設に入所する障がい児について、被虐待児童が増加していることや、平成 29 年 8 月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえ被虐待児が心の傷を癒し回復していけるよう専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育の必要性を指摘しており、障がい児入所施設における社会的養護機能の強化を図ることとして、心理的ケアを行う専門職の配置の推進や職員に対する更なる研修等を行うべきとしています。

また、令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定において、被虐待児に対して関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合を評価するために、要支援児童加算が新設されました。

本市としましても、障がい児入所施設に入所する児童や支援の実態を注視しながら、必要とする職員の配置や報酬等について国に対し要望してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8076

番号	（22）⑤
項目	小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。

（回答）

小規模グループケア加算については、令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定において、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、より小規模なケアの評価の見直しが行われました。また、サテライト型の評価について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しが行われています。

本市としましても、制度運用の実態を注視しながら、施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置について、引き続き国に要望してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8076

番号	（22）⑥
項目	障害児入所施設も、「児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業」の対象とすること。

（回答）

児童養護施設等に入所する児童の約 7 割が被虐待経験等のあるケアニーズの高い児童であり、十分なケアを行うには専門的知識や経験等に基づく高い支援力が必要となります。

しかしながら、児童指導員等の離職率が高く、人材不足により施設の体制が安定せず、被虐待児等の受け皿不足により受入れ調整に時間を要していることで一時保護所の入所期間の長期化につながっている状況や、今後施設の小規模グループケア化により少人数での職員体制となり、業務負担が多く、職員の人材不足に拍車がかかることが危惧されることから、一時保護所における施設入所待ち児童の解消や、児童養護施設等において児童の受け入れができない状況の解消、こどもの支援力低下の防止などを目的として「児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業」を実施しているところです。

障がい児入所施設については、障がい児は措置時においても、一時保護所ではなく障がい児入所施設に一時保護委託となることから一時保護所の長期化に至らないため、本事業の対象とはしていません。

今後について、障がい児通所、入所施設の児童や職員の実態を注視しながら、地域に応じた職員の確保や定着が効果的に図られるように、国に対して財政措置について要望するとともに、必要とする支援について検討してまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8076

番号	（23）①
項目	24 年度報酬改定で支援区分５、４、３、２の利用者支援の報酬が削減された。大阪市として早急に実態調査をおこない、国に対して制度改善を要望すること。

（回答）

令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい支援区分ごとの基本報酬について、重度障がい者の受け入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえた見直しが行われ、重度障がいのある方への支援や職員の配置等、サービス提供の実態に応じて加算する報酬体系に見直されております。

本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、報酬単価の必要な見直し等について、国に対し働きかけてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	（23）②
項目	リスクの高い１人夜間支援体制を改善し、複数体制がとれるよう、大阪市独自の職員配置を行うこと。

（回答）

グループホームにおいて、複数の従業者により夜間支援を行う場合については、従業者の数に応じて、夜間支援体制加算を算定いただくことが可能です。

本市としましては、夜間に支援を必要とする障がい者が、グループホームで安心して生活することができるよう、報酬単価の見直し等について、他の指定都市等と連携しながら国に対して働きかけてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	（23）③
項目	グループホームでの職員による利用者虐待が増え続けている。現場では強度行動障害の利用者と１対１で長時間の対応が必要な場面が多い。大阪市として、グループホームに特化した虐待防止策について労働組合と協議し、策定すること。

（回答）

令和４年度より、グループホームを含む各障がい福祉サービス等事業では、虐待防止委員会及び虐待の防止等のための責任者の設置、従業者への虐待を防止するための研修実施などが義務化され、事業所が自ら虐待防止の措置を講じることが求められています。

また、事業所における具体的な対応などについては、令和５年７月に厚生労働省より「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」が出されており、強度行動障がいのある方への支援や虐待の防止についても掲載されております。

障がいのある方への虐待は、いかなる理由があっても許されないものであり、虐待を防止するために日頃から取組むことは極めて重要です。今後とも適切な支援と虐待の防止について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

担当	福祉局　障がい者施策部　運営指導課　　　　　電話：06-6241-6527

番号	（23）④
項目	求人を出しても問い合わせすらなく、入職しても３日、１週間で退職するケースが多くなっている。職員定着の１つとして、人件費部分の大阪市として独自加算をおこなうこと。

（回答）

障がい福祉サービス等事業所で働く方の処遇につきましては、令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算の見直しが行われており、加算率が引き上げられたところです。

本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	（24）
項目	生活介護等の障害福祉サービスの利用に送迎は欠かせない。利用者を送迎する時間はサービス提供時間に含めるよう、国に要望すること。

（回答）

指定生活介護事業所が、当該指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護、共生型生活介護又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合には、次のいずれかの基準に適合すれば、送迎加算の算定が可能となっております。

（１）原則として、当該月において、１回の送迎につき、平均 10 人以上（ただし、利用定員が 20 人未満の事業所にあっては、１回の送迎につき、平均的に定員の 100 分の 50 以上）の利用者が利用していること

（２）原則として、当該月において、週３回以上の送迎を実施していること

なお、生活介護のサービス提供時間は、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮が設けられております。

送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、１日１時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができます。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	（25）
項目	就労継続支援Ｂ型の基本報酬について、平均工賃月額が高いほど基本報酬の単位数が高くなるといった成果主義的な報酬体系を見直すよう、国に要望すること。

（回答）

令和３年度報酬改定では、「利用者の就労や生産活動窓への参加等」をもって一律に評価する報酬体系が設けられ、就労継続支援Ｂ型事業所は、「平均工賃月額」に応じた報酬体系と「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を選択することができるようになりました。

これらの報酬体系は、多様な利用者への対応を行う就労継続支援 B 型事業所の開設につながり、様々な障がい種別の方の選択肢が広がるものであると、ご理解をいただきますようお願いいたします。

担当	福祉局　障がい者施策部　運営指導課　　　　電話： 06-6241-6527

番号	（26）
項目	自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は６対１となっているが、視覚障害者に対する訓練は、歩行訓練や日常生活動作訓練等、１対１で行っているものが多い。訓練を安全かつ効率よく行うためには職員配置基準を１対１にする必要があるが、まずは2.5対１以下に改善するよう、国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。

（回答）

自立訓練（機能訓練）事業の人員配置基準及び報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。

本市としましては、自立訓練（機能訓練）事業を利用する方のニーズに対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、当該事業の安定した事業運営に向けた適正な報酬単価の設定等、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課　電話：06-6208-8245

番号	（27）①②
項目	早川点字図書室について、以下のことを実現すること。 ①早川点字図書館の契約をプロポーザル方式から随意契約方式にすること。 ②正規職員を雇用できるよう、委託契約額を大幅に引き上げること。

（回答）

早川福祉会館点字図書室運営業務委託事業の事業者の選定については、透明性・公平性を担保するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用し、外部有識者の意見を参考にしながら、当該事業の委託先事業者を決定しています。

早川福祉会館点字図書室では、点字図書や点字刊行物の貸し出しをはじめ、点字・録音図書の作製など、様々な情報提供を行うことやボランティアの養成を通じて、視覚障がいのある方の社会参加の促進・福祉の向上に大きな役割を担っていただいているものと認識しており、今後も事業内容や取り組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　　電話：06-6208-8071

番号	（28）①②
項目	日本ライトハウス情報文化センターについて、以下のことを実現すること。 ①国から 12 名分の人件費を含む補助金が支給されている情報文化センターに対して、大阪市の補助金条例を理由に、支給されている補助金と同額の独自財源を法人に求めることをやめること。 ②点訳・音訳ボランティアが減少するなか、視覚障害者の情報環境を拡充していくために大阪市として国の情報化対応特別管理費とは別に独自に予算化して、有償の点訳者や音訳者が活動できるよう保障すること。

（回答）

本市では、点字図書館の円滑な運営を図り、身体障がい者の福祉の増進に資することを目的として、社会福祉法人日本ライトハウスが設置する点字図書館の運営事業に対する補助を、国の身体障害者保護費国庫補助金交付要綱及び本市の点字図書館運営補助金交付要綱に基づいて実施しています。

情報化対応特別管理費にかかる対象経費につきましては、厚生労働省通知（※）に基づき、点字図書や音声図書を製作するために必要なパソコン等の購入経費等をはじめ、点訳・音訳を行う者への謝金等や、専門的な知識を持つものの賃金等も対象にしています。

※令和３年３月 29 日付け「読書バリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について（通知）」

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　　電話：06-6208-8071

番号	(29)
項目	全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また「聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。

（回答）

聴覚・言語に障がいのある方々に対するコミュニケーション手段の確保及び生活相談の重要性については、本市としても認識しており、複数の区役所において窓口案内業務のなかで手話通訳者を配置し、全区役所には手話通訳の拠点と遠隔での手話通訳が可能なタブレット端末を設置しております。

また、聴覚・言語に障がいのある方々への支援としまして、事業受託団体に手話通訳者の専任者を配置し、手話通訳者派遣業務及び聴言障がい者生活相談業務等を実施しております。

今般、「手話に関する施策の推進に関する法律」が令和７年６月 25 日に公布・施行され、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であること、手話に関する施策を総合的に推進することなどが規定されました。今後の国の動きを注視しながら、引き続き、手話で対応できる市民窓口の充実に向けて、必要に応じて当事者等の意見も参考にしながら、検討を進めてまいります。

担当	福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課　　電話：06-6208-8072

<table>
<tr><td>番号</td><td>（30）</td></tr>
<tr><td>項目</td><td>災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切に行われるよう、大阪市から専任の職員を配置するなど体制を整えること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（回答）
本市では、災害発生時にひとりでの避難が困難な方や一般的な避難所では避難生活を行うことが困難な方などの要配慮者への支援について、要配慮者自身、自主防災組織、大阪市のそれぞれの果たすべき事項を取りまとめた「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」（以下、「計画」という。）により取組みを進めています。
この計画において、一般の災害時避難所では対応できない要配慮者のための特別な配慮がなされているなどの条件や選定方針をあらかじめ定めております。
大規模災害の発生直後など、安全な場所への避難が必要な場合においては、行政の支援体制が整うまでに時間を要することから、要配慮者の避難支援は自主防災組織等、地域住民による支え合いがもっとも重要となります。そのため、自主防災組織など地域においては、日頃から要配慮者の情報を把握し、災害時には迅速な避難支援等が行えるよう取組みを進めていただいております。引き続き、自主防災組織による要配慮者の避難支援の取組みに支援を行ってまいります。

※下線部について回答</td></tr>
<tr><td>担当</td><td>危機管理室危機管理課（減災対策グループ）　電話：06-6208-7380</td></tr>
</table>

番号	（30）
項目	災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切に行われるよう、大阪市から専任の職員を配置するなど体制を整えること。

（回答）

（下線部について回答）

本市では、災害が発生した際や、感染症が発生した際は、各発生段階に応じた高齢者及び介護サービス事業所等への対応を大阪府、危機管理、医療、福祉の関係部局及び関係団体等と連携し対応してまいります。

介護施設等は、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の作成が義務付けられており、感染症や災害が発生した場合の対策として、必要な研修及び訓練の実施等、日ごろから備えをしておくことが重要であり、業務継続計画が未策定とならないよう、集団指導や運営指導を通じ、指導・助言に取組んでまいります。

担当		
	福祉局高齢者施策部高齢福祉課	電話：06-6208-8026
	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導Ｇ）	電話：06-6241-6310

番号	（31）
項目	大阪府と連携して災害発生時に、感染症などから高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。

（回答）

小中学校の災害時避難所においては避難者居室のほかに、バリアフリー等に配慮した福祉避難室や感染症の疑いのある方を対象とした療養スペースを設けることとしております。

担当	危機管理室危機管理課（減災対策グループ）　電話：06-6208-7380

番号	（32）
項目	災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること

（回答）

介護保険施設等の事業者は、災害時や感染症拡大時にも事業を継続できるよう事業継続計画書を作成することが令和６年４月より、経過措置期間が終了し完全義務化されました。

引き続き、本市では、介護施設等の業務継続計画が適切に作成されるよう、集団指導や運営指導を通じて、指導・助言に取り組んでまいります。

担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導Ｇ）06－6241-6310

番号	（33）、（34）、（36）
項目	（33）体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財政支援を講じること。 （34）夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること （36）人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財政支援を講じること。

（回答）

介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応するべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。

担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理Ｇ）06－6208-8028

番号	（35）
項目	利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。

（回答）

介護保険サービスの利用料は、本人や世帯の所得状況に応じた１割、２割または３割の利用者負担をいただいておりますが、利用者負担額が高額となる場合は、高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年 80 万 9 千円以下の利用者負担第２段階の方については、月額負担上限額を 15,000 円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。

また、平成 20 年４月から各医療保険における世帯内の 1 年間の介護保険と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、申請をいただくことで高額医療合算介護サービス費等を支給しております。

加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給される制度がございます。さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

いずれにいたしましても、介護保険サービスの利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。

担当	福祉局　高齢者施策部　介護保険課（保険給付グループ）　　電話：06-6208-8059

番号	（37）
項目	昨年 4 月の報酬改定で訪問介護事業の報酬は大きく削減され、在宅介護で大きな役割を果たしている訪問介護事業で閉鎖や統合、倒産が増えている。大阪市の訪問介護事業を継続させていくために、事業への支援策を早急に実施するとともに、国に対して、介護報酬の引き上げを強く要望すること。

（回答）

介護報酬の改定にあたっては、人口構造や社会経済状況の変化に加え、各サービス事業所等の経営状況を踏まえ、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、有識者や関係団体等からの意見も聞きながら検討されてきたところです。

厚生労働省が実施した令和５年度介護事業経営実態調査にて、訪問介護の収支差率が 7.8%と全介護サービスの収支差率の 2.4%を大きく上回っており、このような状況も含め、国において検討された結果、介護サービス全体でプラス 1.59%の報酬改定が示される中、訪問介護について約 2.4%のマイナス改定となりました。

一方、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、これまでの介護報酬改定において「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され介護職員の賃金改善が図られてまいりました。

さらに、令和６年度の報酬改定においては、事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から「介護職員等処遇改善加算」への一本化が行われ、加算率も 2.5%引き上げられたところです。

なお、訪問介護の処遇改善加算については、他の介護サービスよりも高い加算率が設定されており、最上位の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）では 24.5%、最下位の介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）でも 14.5%となっており、特別養護老人ホームの最上位 14.0%や、介護老人保健施設の最上位 7.5%、通所介護の最上位 9.2%などと比べても極めて高い加算率が設定されています。

本市では、「介護職員等処遇改善加算」等の手続きについて、ホームページでの周知はもちろんのこと、各事業所へメールやＦＡＸでの周知を複数回行うなど、事業者の皆様に処遇改善加算を取得していただけるよう、より丁寧な案内に努めています。さらに、令和７年度には処遇改善加算の取得を促進するための、取得促進事業を実施しております。

また、従業者への配分方法について、全従業者への周知が不足していることが判明した場合は、事業者に対し指導を行い、「介護職員等処遇改善加算」等を取得することで得られる増収分が、確実に賃金として従業者に配分されるよう努めているところです。

介護保険は全国統一の制度であり、国による適切な介護報酬の設定がされるべきものであるため、令和７年６月に、国に対して要望を行ったところです。

担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導Ｇ）	06－6241-6310
	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理Ｇ）	06－6208-8028

番号	（38）
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、高齢化・孤立化がすすむ地域福祉活動支援や災害時においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配など行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。

（回答）

本市と大阪市社会福祉協議会においては、地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結し、だれもが安心して暮らせる地域づくりのための取組みを行っております。また、災害時におけるボランティア活動支援に関する協定を締結するなど、防災の面においても連携を行っております。さらに、区役所においては、区社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動の推進に向けた情報共有と協力体制の強化を図り、災害等への対応に関しても、防災訓練を行うなど相互に協力・連携を行う必要があるものと認識しています。

しかしながら、地域福祉活動支援や災害時に対応できる体制の構築といった人員配置に関することについては、各々の福祉職場において、雇用主との間で検討されるべき事項であると考えております。

本市と社会福祉協議会が連携・共同して地域福祉を推進していくためにも、社会福祉法に基づいて社会福祉協議会が実施する事業に対する交付金を支出するとともに、今後も引き続き、本市と社会福祉協議会が双方の役割分担のもと、地域福祉活動を支援する取組に努めてまいります。

担当	福祉局　生活福祉部　地域福祉課　　電話：06-6208-7973

番号	（39）
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げること。

（回答）

福祉を推進する各種事業において外部委託により実施できるものについては、公募により受託事業者を決定しております。

外部委託により実施するとした各種事業を公募するにあたっては、それぞれの事業を委託により実施するために必要な事業費を適正に算定しております。

また、契約期間については原則として単年契約となりますが、事業継続を必要とする事業については、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 号に基づき複数年での契約を行っております。

担当	福祉局　生活福祉部　地域福祉課	電話：06-6208-7958
	福祉局　生活福祉部　自立支援課	電話：06-6208-7959
	福祉局　高齢者施策部　介護保険課（認定グループ）	電話：06-4392-1727
	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課（認定グループ）	電話：06-4392-1730
	福祉局　高齢者施策部　地域包括ケア推進課	電話：06-6208-8060
	福祉局　高齢者施策部　高齢者福祉課　いきがいグループ	電話：06-6208-8054

番号	（40）
項目	コミュニティーソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。

（回答）

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」においては、現在、全市にコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を 98 名配置し、実施しております。

また、各区における地域の特性等に応じて、区独自の取組みと併せて事業を実施しており、各区・地域の実情に応じた取り組みを進めております。

今後も事業内容や各区における取り組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。

担当	福祉局　生活福祉部　地域福祉課　電話：06-6208-7954

番号	（41）
項目	要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。

（回答）

要介護・障がい支援区分認定調査業務の委託につきましては、中立性・公平性を図り当該調査を適正に実施することが求められております。

要介護・障がい支援区分認定調査業務にかかる委託契約の条件等については、この間の人件費の上昇等も考慮して事業費を積算するとともに、マーケットサウンディング（市場調査）を実施し、参入しやすい公募条件や法人のアイデア等、事業者の意見をお聞きしたうえで、要介護認定調査業務と障がい支援認定調査業務を一体的に委託することとし、市内 25 ブロック毎に令和７年度から９年度までを契約期間とする長期継続契約で複数の法人と契約いたしました。

今後も事業者等と充分に連携・協議しながら、円滑かつ適正な認定調査業務が実施できるよう努めてまいります。

担当	
	福祉局　高齢者施策部　介護保険課（認定Ｇ）　電話：06-4392-1727
	福祉局　障がい者施策部　障がい支援課（認定Ｇ）　電話：06-4392-1730

番号	（42）
項目	日常生活支援事業（あんしんさぽーと事業）は、独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保し、利用者の権利が守られるよう、国に対しても要求し、正規職員の大幅増員を行うこと。

（回答）

日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）につきましては、社会福祉法に定める福祉サービス利用援助事業として、実施主体である大阪市社会福祉協議会が事業のための体制整備、人員配置を行っており、本市としては、市民の権利擁護を推進することを目的に、当該事業に対し補助を行っているところです。

平成 26 年度には、利用者増への対応と体制強化を図るため、専門相談員を大幅に増員できるよう、大阪市社会福祉協議会への補助金を増額いたしました。

しかしながら、平成 27 年度に補助金の特定財源である国庫補助の大幅な見直しが行われたことにより、「利用者１人あたり」による算定基準に改められ、この算定基準によっては必要な財源確保がかなわないため、国に対し個別協議を実施しているところです。平成 31 年度には、平成 30 年度に比べて国庫補助算定基準額がわずかに引き上げられましたが、十分な額とは言い難く、本市の補助事業として円滑な事業運営が図られるよう、引き続き国に対し財源措置に関する要望を行うとともに、今後とも予算確保に努めてまいります。

担当	福祉局　生活福祉部　地域福祉課（相談支援）　 電話：06-6208-7974

番号	（43）
項目	生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、２層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。２層コーディネーター配置にあたっては、安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。

（回答）

生活支援体制整備事業については、受託者である各区社会福祉協議会に対して、生活支援コーディネーターの配置及び各事業の実施を委託しております。生活支援コーディネーターの配置は急激な高齢化の進展に伴う喫緊の課題解決に向けた施策であり、各区社協の地域支援員が行う地域づくりをベースに、各区社協の地域支援員と連携を図りながら、地域支援員では対応できなかった高齢者に特化した生活支援・介護予防サービスの開発等を行っております。

また、生活支援コーディネーターが効果的に活動できるよう、受託者である各区社会福祉協議会が各区役所と連携して策定した年間事業計画に基づく取組みに対して検証・見直しを行い、PDCA サイクルに沿って進めているところです。

なお、有識者会議の意見を踏まえ、第２層コーディネーターの配置についても、有機的な連携や、効果的な支援体制の構築を図るため、第１層コーディネーターと同様に各区社会福祉協議会へ委託しており、生活支援コーディネーターの配置にあたっては、第２層だけでなく、第１層も含めた柔軟な職員体制及び事業実施体制が確保できるよう努めております。

担当	福祉局　高齢者施策部　地域包括ケア推進課　　電話：06-6208-8060